

平成八年農林水産省令第五十八号

木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第三項第二号ロ、第十一条第一項、第二十条第三項、第二十一条第一項及び第二項並びに第一十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則を次のように定める。
（平成十四年六月三十日告示）

第一条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の認定を受けようとする者は、事業計画認定申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事（法第四条第三項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号ヘ（2）の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

一 法第四条第三項第四号に規定する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 開発行為による森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得てることを証する書類

ロ 開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない場合は当該法人の登記証明書

イ　開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
ロ　開発行為をしようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

第二条 法第四条第三項第五号の農林水産省令で定める施設は、作業路網、作業用索道、木材集積場、歩道、作業小屋その他伐採を効率的に実施するために必要と認められる施設とする（事業計画に記載することができる事項）

→

三

四

五

二九

八

植
志

ついては、森林林業政策規則（昭和二十四年森林省令第五十四号）第三十八条第一号の規定に適用せず、同一条第一号「森林（市町村森林整備計画）において植栽によらなければ適確な更新が困難な樹種」

森林として定められているもの又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。」とあるのは「森林」と、同条第八号中「材積」(当該森林經營計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第三の算式により算出される材積を超える場合にあつてはその算出される材積に付録第四に規定する超過伐採予定森林について付録第四の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積)を加えて得た材積(以下「調整材積」という。)の総和を加えて得た材積、当該森林經營計画に係る計画的伐採対象森林に付録第四に規定する調整対象森林を含む場合にあつては付録第三の算式により算出される材積から当該森林經營計画に係る調整材積を減じて得た材積」とあるのは「材積」と、同令付録第三中「

$$Z + \left(\frac{V_w - V_n}{T} \right) \times 5$$

「 $Z + \sum \left(\frac{V_{wi} - V_{ni}}{T_i} \right) \times 5$ 」と、「 V_w 」とあるのは、「 V_{w_i} 」と、「おける」であるのは「おける樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「 V_n は、」とあるのは、「 V_{n_i} は、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「 T は、」とあるのは、「 T_i は、樹種、林齢及び標準伐期齢が同一である」と、「が同一である森林の面積に当該標準伐期齢を乗じて得た数値の総和を当該計画的伐採対象森林の面積で除して得た数値」とあるのは、「(当該計画的伐採対象森林の林齢が標準伐期齢を超える場合には、標準伐期齢からその超える年数を控除して得た数値(当該数値が十を超えない場合には、十))」と読み替えて、同条第一号及び第八号並びに同令付録第三の規定を適用する。

第五条 法第九条第一項の規定による変更の認定の請求をする者は、その変更後の森林經營計画に従つて施業を開始しようとする日の二十日前（同項の規定により都道府県知事に変更の認定の請求をする場合にあっては三十日前、農林水産大臣に変更の認定の請求をする場合にあっては六十日前）までに、変更認定請求書及び変更後の森林經營計画書を提出しなければならない。

この省令は、法の施行の日（平成八年十一月一日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一〇年一一月一三日農林水産省令第七六号) 抄

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成十三年一月二八日農林水産省令第一四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)
 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号)
 （施行期日）抄

1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号）から施行する。

附 則 (平成二四年三月一九日農林水産省令第一二号)
 （施行期日）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月九日農林水産省令第一三号)
 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一一月一九日農林水産省令第四八号)
 この省令は、令和一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月三〇日農林水産省令第五八号)
 （施行期日）抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月三一日農林水産省令第七号)
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。